

本日の会議に付した事件

令和6年第1回山元町議会定例会（第4日目）
令和6年3月6日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第17号 令和6年度山元町一般会計予算
日程第 3 議案第18号 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第19号 令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第20号 令和6年度山元町介護保険事業特別会計予算
日程第 6 議案第21号 令和6年度山元町水道事業会計予算
日程第 7 議案第22号 令和6年度山元町下水道事業会計予算
-

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、7番伊藤貞悦君、8番品堀栄洋君を指名します。

議 長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理、議員4名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配付しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第2. 議案第17号から日程第7. 議案第22号までの6件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

議案第17号については、企画財政課長佐山 学君、説明願います。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第17号令和6年度山元町一般会計予算についてご説明をいたします。議案のご準備をお願いいたします。

令和6年度山元町の一般会計の予算につきましては、次に定めるところでございます。

初めに、第1条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億3,816万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

地方自治法の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額については、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方自治法の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

同じく、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めるものでございます。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるということでございます。

内容については、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君） 続きまして、議案第18号、議案第19号及び議案第20号の3件については、保健福祉課長齋藤剛君、説明願います。

保健福祉課長（齋藤剛君） はい、議長。それでは、初めに、黄色の表紙、令和6年度国民健康保険事業特別会計予算書をご準備ください。表紙をおめくりいただけますでしょうか。

議案第18号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億7,888万8,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表のとおりでございます。

第2条、地方自治法の規定による一時借入金の借入れ額の最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおり定めるものでございます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項間の流用について定めております。

以上が、議案第18号の概要でございます。

続きまして、グレーの表紙、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくりください。

議案第19号令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,958万8,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表のとおりでございます。

以上が、議案第19号の概要でございます。

続きまして、ピンクの表紙の令和6年度介護保険事業特別会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくりください。

議案第20号令和6年度山元町介護保険事業特別会計予算をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,842万5,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページ以降の第1

表のとおりでございます。

第2条、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおりと定めるものでございます。

第1号、保険給付費における各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めております。

以上で、議案第18号から議案第20号までの説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（菊地康彦君） 続きまして、議案第21号及び議案第22号の2件については、上下水道事業所長富樫 誠君、説明願います。

上下水道事業所長（富樫 誠君） はい、議長。それでは、議案第21号令和6年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、水色の表紙の水道事業会計予算書1ページをお開きください。

第1条、令和6年度山元町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、総額3億9, 835万4, 000円。

支出、第1款水道事業費、総額3億8, 929万7, 000円を見込んでおります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額4, 350万5, 000円。

支出、第1款資本的支出、総額1億4, 920万7, 000円を見込んでおります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金などで補填するものです。

次に、2ページをお開きください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率などは記載のとおりです。

第7条、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第9条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について。

第10条では、他会計からの繰入金について。

第11条では、棚卸資産購入限度額を2, 000万円と定めるものです。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

次に、議案第22号令和6年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

第1条、令和6年度山元町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款下水道事業収益、総額5億9, 707万7, 000円。

支出、第1款下水道事業費、総額4億9, 776万5, 000円を見込んでおります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額2億7,598万1,000円。

支出、第1款資本的支出、総額4億9,840万9,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金などで補填するものです。

次に、2ページをお開きください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率などは記載のとおりです。

第7条、一時借入金の限度額を10億円と定めるものです。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第9条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について。

第10条では、他会計からの繰入金について。

第11条では、棚卸資産購入限度額を200万円と定めるものです。

以上で、議案第22号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから議案第17号から議案第22号までの6件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、通告外及び質問にならないよう、注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

2番高橋眞理子君の質疑を許します。高橋眞理子君、登壇願います。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。2番高橋眞理子でございます。

令和6年第1回山元町議会定例会におきまして、ただいま提案されております令和6年度山元町一般会計予算について、大綱3件、細目5件の総括質疑を行います。各課にわたるもの、もろもろの質疑は、特別審査委員会のほうでさせていただきます。

それでは、大綱1、令和6年度町長公約事業について。

細目1、元坂元中学校跡地の坂元地区定住促進事業の全体像と、令和6年度事業内容について伺うものです。

細目2、町指定文化財大條家茶室修復活用事業の全体像と、令和6年度事業内容について。

細目3、深山山麓少年の森拡張改修工事と、敷地内自然観察路環境整備事業の全体像と、令和6年度事業内容について。

大綱2は、下水道事業会計について伺います。

細目1です。下水道事業会計において、高資本費対策経費が対策外となったことにより、一般会計から下水道事業会計への補助金が減額となりましたが、この補助金が令和6年度以降も減り続けば、今後の下水道料金に影響はないか。

大綱3、職員の人事費についてです。働き方改革によって、職員の人事費にどのような影響が出たのか。

以上について、ご答弁をお願いいたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、答弁願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。高橋眞理子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、令和6年度町長公約事業についての1点目、坂元地区定住促進事業の全体像と事業内容についてですが、震災後人口減少が続いていることから、坂元地区への定

住促進を図るため、当該事業の推進は大変重要な施策と捉えております。また、昨年10月から開催した地区懇談会の中でも、元坂元中学校跡地の利活用に関し、分譲宅地化への提案など複数いただいたところであります。

これらのことから、町としての方策を定める具体的な判断材料が必要と考え、宅地分譲地として整備するための坂元地区定住促進事業として、測量及び概略設計業務に係る経費を来年度当初予算案に計上したところであり、来年度の事業内容といたしましては、土地の正確な地形や面積、境界を確定させるための測量を行い、その後概略設計として、道路等の配置や宅地の形状、区画数などについて、議会にもお示ししながら比較検討をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目、町指定文化財大條家茶室修復活用事業の全体像と、令和6年度事業内容についてですが、茶室等の整備については、令和元年度に策定した整備基本計画に基づき、茶室周辺の文化財一群を、蓑首城三ノ丸ゾーン、蓑首城本丸ゾーン、大條氏御廟ゾーン、その他のゾーンの4つのゾーンに分けながら段階的に整備する計画としており、今年度から茶室や板倉等がある蓑首城三ノ丸ゾーンの整備を進めております。

今年度は、老朽化や度重なる地震等により倒壊寸前となっている茶室の早急な復旧及び板倉の解体撤去に着手する一方、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、工事費に係る寄附金を募るなどの財源確保対策にも取り組んでまいりました。来年度は、引き続き茶室の修復を行なながら、茶室の利活用を踏まえたトイレ等や北側庭園の整備を行い、11月の供用開始を目指して鋭意取り組んでまいります。今後、南側庭園や敷地内の池の整備、その他3つのゾーンの整備につきましても、財政状況等を勘案しながら、整備時期や整備内容について検討してまいりたいと考えております。

また、茶室の活用については、仙台藩唯一の茶室であり、町の貴重な文化財として一般公開するとともに、本格的な茶会等や文化交流の場として活用するほか、町の歴史文化施設や観光交流施設と連携を図りながら、交流人口の拡大とにぎわいの創出に寄与できるよう努めてまいります。

次に、3点目、深山山麓少年の森拡張改修工事と、敷地内自然観測路環境整備事業の全体像と、令和6年度事業内容についてですが、少年の森の拡張改修工事については、経年による施設の老朽化が進むとともに、登山者の増加に伴う駐車場不足が生じたことから、令和2年度に再整備基本計画を策定し、施設改修や駐車場拡張を中心とした方針の下、整備計画を進めてまいりました。

今年度は、拡張改修事業の実施計画が完了し、さきの議会において工事費に係る債務負担行為設定をご可決いただいたことから、入札に付し、今般今議会において契約議案をご提案しているところであります。ご可決をいただいた際には、速やかに工事に着手してまいります。来年度は、令和7年夏のリニューアルオープンに向け、拡張改修工事を進めるとともに、工事の進捗状況を見据えながら、既存管理棟などの改修工事を実施してまいります。

次に、少年の森の敷地内を含めた自然観測路環境整備事業ですが、これまで自然観測路の保全のため、枯損木や危険木の伐採等の維持管理を実施してまいりましたが、近年枯損木が増加している状況であり、登山者等の安全を確保する観点から、森林環境整備基金を活用し、広範囲にわたる観測路の枯損木、危険木の調査及び伐採を実施してまいります。

次に、大綱第2、下水道事業会計についてですが、公営企業の経営については、令和2年度に策定した山元町上下水道事業中期経営計画に沿って、経営の改善や施設の計画的な更新を進めております。この中期経営計画の財政収支計画は、令和12年度までのものとなります。ご指摘のありました高資本対策経費が、供用開始から30年を経過し、今年度から対象外となつたため、収入では一般会計からの補助金が減少し、また支出では令和9年度までの企業債償還のピークが続くことなどから、財政支出の見通しは厳しい状況になっております。

このため、対応策として、昨年9月の補正予算において、下水道事業会計から水道事業会計へ人件費の組替えを行つたことで、下水道事業の安定化が図られ、さらに来年度の地方財政対策において、公営企業の経営安定化支援として、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を、資本費平準化債の拡充として対象に加えることにより、企業債償還のピークを抑制し、さらに平準化を図ることが可能になる方策が国から示されたため、これを来年度から活用することで、財政収支の見通しは安定していくものと見込んでおります。

物価高騰等による厳しい社会情勢において、下水道使用料金の引上げは町民の日常生活に大きく影響することから、町といたしましては、さらなる経営の効率化に取り組みながら、資金の状況を注視し、できる限り現行料金のまま今後も維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、職員の人事費についてですが、まず働き方改革とは、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革であると定義しております。実現のための大きなポイントの一つとして、労働時間法制の見直し、特に長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組が挙げられており、これは本町の課題の一つであると認識しております。これまで、時間外勤務手当の予算については、時間外労働実績時間に応じ、各課等に傾斜配分しておりましたが、時間外勤務を抑制し、また職員の健康維持や働き方改革を推進するため、来年度当初予算においては、各課統一率での配分を試行的に行うこととしております。ご指摘のありました職員人事費への影響について、傾斜配分を一律配分に変えたことによる影響は特段ないものと見込んでおります。

町といたしましては、ほかにも働き方改革の一環として、最低5日の年次休暇取得推進、今年度からは夏季特別休暇を4日から5日間に増やすなどを実施しており、引き続き職場環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）2番高橋眞理子君の再質問を許します。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。ただいまご説明をご回答いただきましたところで、私はちょっとだけ再質問をさせていただきます。

細目1の、元坂元中学校跡地の坂元地区定住促進事業における2,100万円についてですけれども、坂元地区の定住促進を図る目的として、子育て世帯向けの宅地として活用するとご回答ありましたけれども、この土地の地形や面積などの測量をして、その後道路などの配置や区画数などのめどをつけていくというふうにも考えられるわけなんですね。町長としては、この全体のイメージとして、規模は別といたしましても、例えば太陽ニュータウンや作田山団地のように住宅だけなのか、あるいは、例えば保育所な

ども建ててとか、あるいは、ほかにこんなものがといったような、子育て世帯に魅力を感じてもらえるではないかといった構想の一つや二つ、もしありでしたらご紹介いただけますか。

町 長（橋元伸一君） はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、そのようなことをですね、今後進めるための資料をつくるための調査というふうにご理解いただければというふうに思います。

2番（高橋眞理子君） はい、議長。あの場所はですね、本当すぐそこに小高い山があったり川もあったりして、自然も豊かで、歩いて行けるところにJR坂元駅があったり、夢いちごの郷でお買物もできる、住んでよしの場所です。今後のこの事業ですね、期待するものとして、それでは、次の細目2の町指定文化財大條家茶室修復活用事業でございますけれども、この大條家茶室は、山元町町民にとっても、とりわけ坂元地区の住民にとっても、やっとここまでこぎ着けて、今年の11月供用開始のめどがついたんだなというような案件でございます。これは、貴重な仙台藩の茶の湯文化を伝える町指定の文化財であり、歴史の流れを伝える茶室として文化財的価値は非常に高いと評価されている大変貴重な茶室です。寄附金を募るなどして、大勢の皆様からの協力を得て、修復完成が近いということは大変喜ばしいことだと思います。今後の活用についても、先ほどご回答がありましたけれども、大いに交流の場として、そして交流人口、そして本町の知名度アップも図れることと思われます。今後、その茶室周辺の文化財一群の残りの3つのゾーンの整備ということもございましたけれども、こちらも期待できます。

そこで、今年11月供用開始の予定されていますそのお祝いにですね、クラウドファンディングに火をつけてくださいました、あのお笑いのお二人ですね、ボランティア、または番組を通してでもお越しただくことを依頼のお考えなどはございませんか。

町 長（橋元伸一君） はい、議長。今回ですね、この茶室ですね、修復に当たってのクラウドファンディングにおいてはですね、今議員のほうから言われたサンドイッチマンのお二人ですね、大変お世話になったと思っておりますので、今後ですね、その開館式といいますかですね、来年度新たにですね、スタートするときには、何らかの形で、大変お忙しい方ですので、その辺も含めてですね、案内状を出して打診をしたいというふうには考えております。

2番（高橋眞理子君） はい、議長。それでは続けます。

細目3の再質疑させていただきますが、深山山麓少年の森拡張改修工事と、敷地内自然観察路環境整備事業についてですが、こちらも町内外の登山愛好家から、里山登山愛好家から人気のあるスポットです。来年夏のリニューアルオープンに向けて、遅れのないようというふうに望むところです。そして、その自然観察路の整備費に森林環境整備基金、この774万2,000円でございますけれども、こちらを利用するということですが、今後毎年度この予算、予算額は別といたしましても、観察路の整備費として基金を活用するお考えでしょうか。

町 長（橋元伸一君） はい、議長。今後ですね、整備費用についてもですね、基金は、基金なりその補助金ですね、は活用していければというふうには考えております。

2番（高橋眞理子君） はい、議長。あと、もう1件ですけれども、今後運営において、指定管理者制度など導入するというようなことは、今のところはどうお考えでしょうか。

町 長（橋元伸一君） はい、議長。今後ですね、その深山山麓少年の森については、今議員がおっ

しゃったような指定管理制度も含めてですね、検討していきたいというふうに考えております。

2番（高橋真理子君）はい、議長。それでは、大綱2の下水道事業会計についての再質疑させていただきます。

来年度、一般会計からの補助金が、来年度のその補助金ですけれども、金額は2億3,139万円です。これは、高資本費対策経費が、今年度より対象外となったことで、この額がですね、今後も減り続けば、下水道料金が上がるのではと懸念された思いでした。以前、令和4年12月の報告によりますと、下水道に関して、ここ5年間ぐらいは運営が大変になるというふうな報告もあったように思います。今のご回答で安心したところです。いろいろと対応策を講じたり、国の方策などにより財政収支の見通しがついたということ、それによって下水道料金は現行料金のまま、今後も上げることはなさそうだということを確認いたしたところです。

そこで、1点質問ですが、今後ですね、料金が上がるような懸念要因などというものがあるしありになれば、どういうことであるか。令和4年度までの高資本費対策経費なども交えながらのお答えいただけたらと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。水道事業、下水道事業についてはですね、特に下水道事業については、そんなに楽な、やっぱり経営というところではありません。議員がおっしゃったようにですね、今回も様々な対策を取っております。震災後ですね、その水道事業関係に関してはですね、包括業務委託をしたりですね、いろんな形を取って、今後長期的に見て、そのような町民にできるだけ負担がかからないような形でいきたいということで、これまでずっと前職の方のときからですね、進めてきたものと思っておりますので、今後もですね、私といたしましても様々な対応を取りながらですね、町民にできるだけ負担のかからないようなやり方で進んでいければというふうに考えております。

2番（高橋真理子君）はい、議長。それでは、最後の大綱3、この職員の人事費については、先ほど伺ったところです。公務員の働き方改革というものは、一般企業とは少し違う点があるとも言われていますが、この人事費の残業時間についてのご回答がありました。それによりますと、各課の傾斜配分から一律配分を来年度試行的に行うということがお聞きしたところです。これは、課によって配属人数が違いますが、この一律配分をどのように捉えたらよろしいのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。詳細につきましてはですね、担当課長のほうよりお答えをさせていただきます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの時間外手当の一括配分についてお答えいたします。

平成30年度から傾斜配分で、当初予算のほうで時間外手当を配分する方策をして、令和5年度まで実施してきましたが、その間に働き方改革ということで様々な、先ほどの町長の回答でもありましたけども、夏季休暇の1日プラスしたり、あと年次休暇の最低限5日取得とか、様々な方策を取ってまいりましたが、時間外手当については、特段減ったり特段増えたりという変化がないもんですから、時間外の勤務、勤務時間を減らす方策として、こういった方法も試すことも考えてはどうかということで、今高橋議員のほうから試行的にということもありましたが、試行的にということも考えて、まずやってみたいという提案をさせていただいて、まず意識の改革をしていただければというところが一番大きいかなと考えております。必ず減るということではないんですけども、

まずこのような方法で意識の改革をしたいと考えております。

以上です。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。そうしますと、この人件費への影響はないということですけれども、この時間外手当としての予算などはどれぐらいを取っていらっしゃるのでござりますか。

議長（菊地康彦君）総務課長。少し時間取りますか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。すみません、時間がかかるて申し訳ございません。

6,000万強というふうな予算を確保しております。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。それでですね、地方公務員の残業時間についてであります、この総務省の令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査というのがありまして、その結果によりますとですね、地方公務員の時間外勤務の時間数というのは、このとおりだということですけれども、都道府県では月に14.5時間だというんですね。指定都市では13.1時間、市区町村では11.3時間という発表が、これは令和3年度の調査によるものなんですけれども、本町は月当たり平均何時間ぐらいになるか、お分かりになればお答えいただけますか。市区町村では、平均では11.3時間。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。6年度の配分が12パーセントなんですけども、時間当たりにしますと、1人当たり1か月約15時間という時間になります。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。そうしますと、ちょっとやっぱり全体、先ほどのね、総務省の調査なんですけども、全体、都道府県、指定都市、市区町村、平均では12.4時間だということでございました。その働き方改革の一環として、先ほどもご答弁にありました、最低5日の年次休暇取得推進ということがあって、今年度から夏季特別休暇を4日間から5日間に増やすなどを実施してこられたということです。マンパワー不足と言われる中で、職員の皆様には仕事の効率化も求められていくのかなというふうにも思うんですね。いずれ、デジタル化などが進んでいけば、いろんな意味でそういったことがありますね、図られるのかな、効率化などが図られるのかなっていう、今の段階ではそういう思うだけなんですけれども、職員の皆様には、どうぞ頑張っていただきたいと思います。

これで私の総括質疑を終わらせていただきます。

議長（菊地康彦君）2番高橋眞理子君の質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）続きまして、12番岩佐哲也君の質疑を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。12番岩佐哲也でございます。令和6年第1回山元町議会定例会におきまして、新年度予算案についての総括質疑を行います。大綱1件、細目7件についてであります。

今回、この問題を取り上げた理由についてであります、現在の我が町の財政状況を見たとき、いろんな数字を見たとき、このままでは三、四年後ぐらいには、以前の、以前のですよ、夕張状態に陥ってしまうのではないかという心配から取り上げた次第であります。大至急、今からでも遅くはないと思いますが、今だからこそ、こういう状態だからこそ財政立て直しについての予算編成、あるいは6年度の実行に入るべきじゃないかというふうに思うわけです。町長は、その辺をどんな認識でおられるのか、まずお伺

いするというものです。

この2年間、財政調整基金、当然真水でありますが、が減少、財政力指数も0.4から少しづつ下がってきてると、今は0.37。これが実情であります。このような実情を一番よく知っているのは、橋元町長であると私は思います。当然であろうと思います。

そこで、注目していたわけでございますが、残念ながらここ1年間ぐらい、いつでもこの財政、公約には上がっておりましたけども、財政問題改善にこう取り組むんだというようなお話を、町長自らの口で発信されたということが私の記憶では余りないと。そして、この2月27日のこの定例会の冒頭、町長の基本的な施政方針演説、予算編成もこのように当たりますということでお話をいただきました。その中にも注目しておったんですが、残念ながら財政健全化に向けての、このような方針で進めますということは、財政健全化、一言も説明がなかったというのは、非常に私は心に引っかかって残念だと。一方では、持続可能なまちづくりをしますと、当然将来に向けてのね、基盤整備、財政安全化、健全化、取り組むんだろうと期待しておったんですが、残念ながらそういう基本的な部分のお話もいただけなかつたし、各課長連中にこういうふうに指示しましたというお話も残念ながらお聞きできなかつたということで、この問題を取り上げた次第でございます。

思い起こせば、平成20年頃、このような状態に陥って行財政改革をしなければならないと、当時の町長が打ち上げまして、一般町民からも、その審議会のメンバーを募集したと。そのときに、私も手を挙げて、町の将来を考えて手を挙げたと。そのときの財政状況がどうだったかというと、人口は1万7,000人、一般会計予算52億円、そして財政力指数は0.42、一般財政調整基金が9億円。ところが、現在人口は1.1万人、予算は今回80億円、基準財政の財政力指数が0.37と、そして基金残高、真水で8億から9億になろうとしている。5年後には限りなくゼロに近づくと。そういうことで、今手を打たないと大変ではないかということで、今回この予算編成に当たって、確認ということも含めて、ぜひ手を打ってほしいという願いを込めて取り上げましたので、しっかりといろいろと施策に反映してもらいたい。細部については特別委員会でお尋ねしますが、細目7点ですか、大綱としては、6年度予算編成に当たり、行財政健全化に向けてどのように町長は指示されたのか、取り組んだのか。

アとしまして、現在の我が町の財政状況をどう認識しているか。イとして、危機感は持つておられるのか。ウとしまして、財政健全化は、もちろん歳入をいかに増やすか、歳出をいかに抑えるか、端的にこれだと。ウですか、歳入増加対策はどのような手を打ったのか。企業誘致をするなんつたって、なかなか大変。もちろんやんなきや駄目です。手っ取り早いのはふるさと納税であるとか、収入面で見るとね、交流人口拡大とか、産業振興、こういうことだろうと思う。これをどのように指示されたのか。エとして、歳出、一方では歳入がなかなか増えなければ、歳出をいかに抑えるか、当然のことでありますか、歳出を抑えるためにどのような指示を、この予算編成に当たってね、指示されたのか、その辺をお伺いしたい。そして、これも歳出抑制の基本的なことで、平成20年のときに、私は一民間人として、役場の審議会に入ったときも申し上げました。ゼロベースで一回立て直す、前こうだったからこうあるとか、今まで継続だからこれ組みますとかいうのをまずゼロベース、全くゼロにしなさいっていう意味です、ゼロベースから考えて新しく予算を組むという考え方はどうなんですかということを、かなり提案

させていただきました。今回も、そういう感覚で指示してるんだろうなと私は思ってたんですが、その辺はどうなのかも含めてね、細部は特別委員会でお伺いしますが、まず町長の基本的なお考えをお尋ねする。もちろん、カとして、町債発行計画、あるいは町債の残高減少、年々残念ながら増える傾向に、少なくとも減るようなあれはちょっと見られない。その辺をどんなふうに指示されたのか。そして、キ、財政改革は今申し上げました。財政改革は、財政面の問題は数字で出てきますのでね、ところが、そういう数字を結果を出すためには、行政のやり方、先ほども出てましたけども、高橋議員からも。ああいう組織改革も含めて、集中してどう手を打つのかも含めて、無駄とは言いませんけど、どこに集中して力を注ぐ、そういう行政、仕事のやり方部分をね、変えていかないと、結果として財政健全化の数字が出てこないということで、行政改革の面から予算編成についてどのように支持されたのか、これをお伺いするものであります。町長の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、答弁願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、財政健全化に向けての取組のうち、現在の町の財政状況及び財政健全化に対する危機感についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

本町の財政状況について、県内町村における昨年度決算のデータ比較として、町の貯金である財政調整基金残高が、21団体中3番目に当たる約48億円。町の借金である地方債の現残高が、13番目に当たる約74億円。財政健全化法に基づく財政指数のうち、公債費の負担度合いを示す実質公債費比率が11番目に当たる6.5パーセントであったことなどから考えると、安全な水域に位置していると捉えることができ、現時点では健全な状況にあるものと認識しております。

しかしながら、今後を見据えますと、多くの自治体と同様に、人口減少等の影響により税収が緩やかに減少に転じることが見込まれるとともに、平成29年度から借入れが始まった過疎対策事業債借入れに伴う元利償還金が発生する影響などにより、中期財政見通しでもお示ししているとおり、公債費が段階的にではありますが増加するものと捉えております。他方、長引く物価高騰に伴う影響や、将来的な再編小学校の整備などの財政需要があり、これら全体を考慮すると決して楽観視できる状況にはないことから、引き続き危機意識を持って町政のかじ取りを行ってまいりたいと考えております。

次に、歳入増加策についてどのように指示したのかについてですが、事例として挙げられた三つの項目に沿って、順にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税増加対策についてですが、町内各事業者の協力を得て、イチジクなどを使用したジェラートをはじめ、紅はるか、シルクスイートを加工した干し芋、町の名産であるホッキ貝など、今年度新たに11品目を返礼品に追加したところであります。増収に結びつけるため、引き続き返礼品目の追加と、町のホームページ等を通じた魅力向上を図るよう、予算編成方針時において担当課に指示しております。

次に、交流人口増加対策についてですが、町の夏の風物詩として定着し、全国各地からの集客と高い経済効果が見込まれるひまわり祭りを継続して開催することはもとより、また、私の公約の推進事業の一つである町指定文化財大條家茶室の修復については、今年秋頃の公開を目指すことを目途に一的な整備が図られるよう、所管する教育委員会に指示しております。

次に、産業振興対策では、新たな山元ブランドを確立するため、リンゴやブドウなどの振興作物の作付に係る費用の助成や、いちご園地に新たに入職する農家への支援など多岐にわたりますが、予算編成時点での改めての指示ということではなく、日常業務の中で都度担当課と連携調整等を行い、連絡調整等を行い、予算計上したところあります。

次に、歳出予算削減策はどのように指示したのかについてですが、歳出予算については、債務負担行為に基づく継続事業や、国の制度改革等に基づく経費等も含まれることから、私から個別具体的な内容に踏み込んでの指示はしておりませんが、一つの方針として、所属職員数の実情等を勘案し、事業の取捨選択等も視野に組織力に見合った事業規模とすること、また会計年度独立の原則にのっとり、翌年度への予算繰越しを回避し、当該年度中に事業執行できる範囲での要求となるよう指示しております。

次に、ゼロベースの予算編成の考え方、また新規事業等の優先順位の考え方についての前段、ゼロベースの予算編成についてですが、ゼロベースの予算編成とは、既存の予算や過去の実績を基にせず、全ての支出項目をゼロから詳細に見直す手法であると認識しております。来年度の予算編成に当たっては、総合計画に掲げる目標に向け、継続して取組を進めている事業が多いこともあり、ゼロベースでの予算編成を行うような具体的な指示は行っておりませんが、基本的な事項については、全課長・班長等を対象とした予算編成方針説明会を開催し、私から直接指示したところあります。

また、新規事業等の優先順位の考え方については、限られた一般財源を最大限に生かせるよう、他の財源の有無等を確認するのはもちろんのこと、これまでの施策の実施状況や町民の皆様からの声なども踏まえ、事業の緊急性や必要性等に基づき、予算編成に当たるよう指示しております。

次に、町債発行縮小・残高減少対策をどのように指示したのかについてですが、本件は今後の町財政運営を担う上で重要なことの一つであると考えております。今年度作成した中期財政見通しの中でも、過去に発行した過疎債等の償還が始まり、公債費が段階的に増加することが見込まれることなどから、事業費の抑制と実施年度の平準化を図るため、既に着手している深山山麓少年の森拡張改修事業や、町指定文化財大條家茶室修復活用事業を除き、後年度の負担軽減につなげるべく、償還額の範囲内の借入れを目安にするよう指示しております。

次に、行政改革面からの予算編成への対応について、どのように指示したのかについてですが、本町における行政改革については、第6次山元町総合計画、行財政運営に掲げる行財政需要の適切な見通しの下、計画的な財政運営を進めることを基本方針とし、財政基盤の確保強化や、財政運営の健全化などを図ることとしております。

財政基盤の確保強化については、産業振興や雇用の拡大、移住定住対策など、将来的な税収につながる取組を展開するとともに、クラウドファンディングの活用など、新たな歳入確保策を検討するよう示しております。また、財政運営の健全化については、中期財政見通しを活用するなど、今後の地方債や財政調整基金の推移を踏まえ、必要に応じて事業の実施時期や規模感等を調整し、これを前提とした予算編成となるよう指示しております。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時15分、11時15分であります。暫時休憩。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

議長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）12番岩佐哲也君の再質問を許します。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長から説明いただきました。財政健全化に向けての取組姿勢が、残念ながら前向きのあががほとんど感じられなかったというのが印象でございます。特に、財政調整基金が48億、残高ですね、48億あって、県内でも3番目だから何も心配ない、大丈夫だというふうな強い意思表明、実情あれは、確かに48億はあるでしょう。しかし、そのうちの13億は、町が単独で使える、勝手に使えるような残高ではないはずなんですね。この財政健全化に向けての話のときは、必ずそのうちの真水が幾らだという話をしている。当然真水の話をされるのかなと思ったら、48億だから大丈夫ですよと。町民に安心してもらうために言ったんだろうと思うんですが、事実はどうなのか。13億は、国から承認ならなかつたら使えないひもつきのお金、いずれは何割か、ほとんどかもしれません、戻さなきやならない。実際、今我が町で使える残高、勝手にというか自由に使えるのはもう33億、令和4年で33億なんです、データ上はね。これはインターネットやら決算書、去年の決算書にも載ってますし、間違いない数字が33億だと思います。だと思いますっていうか33億って出てますのでね。それで、今度の予算の中でもね、そういうことも含めて、5年度がどうなのかと、この前、多分30億ちょっと切ったぐらいの決算になるんだろうと思うんですが、そういうことに関して、実態を見ないで、この公開の場で、公式の場でね、私は住民の心配してるっていうか、どうなってんのということに対する答えをね、正確な答えをいただきたいということでお話をしてるんですが、48億以外の真水の話は一切触れなかつたということは残念。また、その点を考えると、四、五年先、7億か8億ぐらいずつ毎年残高を繰り入れて予算組んでいくような次期計画も出てます。そうなると、四、五年後、令和9年あたりにはもうほぼほぼ、先ほど言いましたけど残高ゼロになつてしまつ。それでいいのかということを、それで、それに対してどう今回の予算に組み入れたのかという質問したんですが、残念ながら48億から大丈夫だというふうな話。

そこで確認したかったんですが、町長の公約の中でね、持続可能な町をつくると、そしてその過程においても、議会と真摯に説明、議会に説明し、政策論議をしっかりとやって進めていくというふうなお話を再三再四公的な場で、この前の質問で、一般質問のときにもされてます。ほかの議員に対する回答にもあります。ぜひ、そのような姿勢をもっと明確にして、町民にも理解いただけるような形で明確にして取り組むべきだな。一例として、この中で、先ほどふるさと納税のね、収入たってなかなか簡単にはいかないんで、その中でも一番手っ取り早いというか、ある程度可能性があるのが、よその自治体見てますと、ふるさと納税の例をちょっと挙げましたけども、これについても、先ほどの話はイチジクだとか、あと細かいこと、これはもう班長クラスの回答だとこれ

でいいんですが、私は町長に期待してるのは、ふるさと納税、最近7,000万、今度の結果も7,000万という、去年も7,000万、恐らく5年度も7,000万台ぐらいまで行くんだろうと、今五、六千万ですけども、行くんだろうと思います、3月まではね、分かりませんけども。その前は9,500万のときもありました。それを、町長が、なぜこれを倍増で1億5,000万あるいは2億にするという指示を出して検討させなかったのか。そのためには、どういう品物をどういうところで売る、どういう宣伝をするとか、それを考えてくれという、そういう基本的な指示をね、出して、この7,000万しかどうしても駄目だったっていうのは分かるんだけど、そういう指示をされたのかどうかっていうことも含めてね、本来あればそういう予算指示、予算編成に当たってはそういう指示を、基本的な指示を出して、その結果として今度の予算が編成されたっていうんであれば、私はもう納得ですが、そういう話をお聞きしたかったんですが、ちょっと聞けなかった。

細かい点は、特別委員会で今度は聞いていきますし、それでも不明な点は、特別委員会の最終日に町長に質疑をする時間ありますんで、再質問は、具体的な再質問をその場でさせていただきますので、今日は私の総括質疑の再質問はこれで終わりたいと思います。

以上で終わります。

議長（菊地康彦君）12番岩佐哲也君の質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）続きまして、10番齋藤俊夫君の質疑を許します。齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。10番齋藤俊夫でございます。新年度予算の予算審査特別委員会の審査に先立ちまして、大綱3点、細目5点に関して総括質疑を行います。

大綱1点目は、スクラップアンドビルトに沿った予算編成についてです。

復興事業も大詰めを迎えてますが、一般会計の財政規模は、依然として震災前の水準に収れんしておりません。ここは、駆け足で進む人口減少、少子高齢化傾向を踏まえ、スクラップアンドビルト等を徹底するなど、身の丈に合ったよりシビアな予算編成となっているのか、2点伺います。

1点目は、中止及び廃止した主な事務事業の意図と、それらの事務事業で縮減した総額を伺います。

2点目は、新規及び復活した主な事務事業の意図と、それらの事務事業で予算化した総額を伺います。

大綱2点目は、事業量と推進体制、マンパワーのバランス確保についてです。

先般の地方公務員安全衛生推進協議会の調査結果によりますと、昨年度に精神疾患などで1か月以上休んだ自治体職員は、平成5年度の調査開始以降で初めて2,000人を上回り、10年前の約1.8倍になったこと、年齢別では20代と30代が平均を上回ったことが判明しております。こうした傾向は、本町も例外ではないと思いますし、加えて毎年のように相当の中途退職者による、言わばこの予定外ですね、新陳代謝などもあって、事務事業の安定した執行、あるいは円滑な継承が危惧されるものと拝察いたしました。こうした中で、バランスオブパワーのごとく、事業量と推進体制、マンパワーのバランスはどの程度確保されているのか、とりわけ新規や懸案の事務事業に取り組

む主な部署の関係を伺います。

大綱3点目は、事業全体像の明確化による円滑な事業推進について、細目3点について伺います。

細目の1点目、新規事業となる坂元地区定住促進事業は、重要かつ前向きな施策にもかかわらず、全体像が不明確で、唐突に提案されております。提案までの内部検討、そして議会との共通理解による事業推進に問題はないのか伺います。

細目の2点目、茶室の管理形態が定まらないまま施設整備がエスカレートするのは、本末転倒の事業推進ではないのか伺います。

細目の3点目、深山少年の森の大規模整備に伴う人件費やトイレ清掃、ごみ処理など、維持管理経費はどの程度増えるのか伺います。

以上、1回目の質疑といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、答弁願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。齋藤俊夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、スクラップアンドビルトに沿った予算編成のうち、中止及び廃止した事業については、来年度の当初予算編成において先送りなどの縮減した主な事業は43事業で、総額約4億2,800万円となり、土木関係等事業が10事業で約1億4,900万円、消防防災関係事業が6事業で約2億1,000万円、教育関係事業が15事業で約2,200万円、その他事業が12事業で約4,700万円であります。

なお、具体的な事業名等につきましては、今後の予算編成等もございますので、縮減した意図等について、その内訳を申し上げます。

初めに、予算全体を俯瞰し、地方債発行額の抑制や財源調整のため、年次計画による平準化を実施すべきと判断したものが20事業で、縮減額は約2億8,700万円、それから、現在の事務執行状況や来年度の業務予定等を踏まえ、組織体制に見合った業務量への調整等を実施すべきと判断したものが6事業で、縮減額は約6,600万円となっております。その他といたしまして、緊急性が低いと判断した事業や、財源の見通しが不明確な事業などが17事業で、縮減額は約7,500万円となっております。

次に、新規事業等についてですが、主な事業は33事業で、総額約2億9,100万円となっております。内訳を申し上げますと、小中学校給食費無償化事業など、公約実現に係るものが5事業で約6,700万円、高齢者補聴器購入費助成事業など、町民の方などへの新たな支援策やソフト事業に係るものが6事業で約300万円、防災行政無線更新事業などの施設の老朽化に伴う更新やメンテナンスに係るものが12事業で約1億5,100万円、その他といたしまして、こども家庭センター事業など、国の制度改革や町の計画改定等に係るものが10事業で約7,000万円となっております。

次に、大綱第2、マンパワーのバランスは確保されているのかのうち、新規や懸案の事務事業に取り組む主な部署の関係についてですが、新年度の主要施策のうち、こども家庭センター事業については、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たにセンターを設置するとともに、職員の配置を条例に規定し、マンパワーの確保を図ることとしております。一方、ご指摘のありましたとおり、ここ数年は一定の中途退職者がいることから、社会人枠を含めた新規職員や会計年度任用職員の採用に努めているところではありますが、来年度も厳しい職員体制になるものと見込んでおります。

このような実情を踏まえ、坂元地区定住促進事業、小中学校給食費無償化事業など、

その他の新規や懸案事務事業については、マンパワーの確保と並行しながら、限られた人員の中で事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、事業全体像の明確化による円滑な事業推進についての1点目、坂元地区定住促進事業についてですが、高橋眞理子議員にお答えいたしましたとおり、町としての方策を定める具体的な判断材料が必要と考え、昨年10月下旬に関係課へ検討を指示し、先月上旬に宅地分譲地として整備するための測量及び概略設計業務に係る経費を来年度当初予算に提案することを判断したものです。私といたしましては、坂元地区の人口減少対策と地域の皆様の声を早急に実現するため事業の予算化をしたところであり、その結果を踏まえ、有効活用について内部検討するとともに、議員の皆様とも情報を共有しながら、そして理解が得られるよう様々な機会を捉えて説明を行い、議会との共通理解に努めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（菊地康彦君）次に、教育長菊池卓郎君、答弁願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。齋藤俊夫議員のご質問にお答えします。

大綱第3、事業全体像の明確化による円滑な事業推進についての2点目、茶室の管理形態が定まらないまま施設整備がエスカレートするのは本末転倒の事業推進ではないかについてですが、茶室等の管理形態については、現時点では町直営で管理運営を行い、生涯学習課文化財担当職員がその職務に当たることを想定しています。

管理運営として、茶室については、平時は施錠した上で外観見学とし、週1回程度の内部公開日を設け、職員が現地で解説等の対応をいたします。また、茶会等のイベントで茶室内を使用する際は予約制とし、鍵を貸出しする方向で計画しております。庭園については、これまでどおり自由に見学や散策を可能とし、イベント等で庭園を使用する際は予約制として考えております。

維持管理として、茶室やトイレの清掃、庭園の草刈り等が想定されますが、地域や歴史文化関係団体にご協力をいただきながら協働で行うことにより、維持管理費の経費節減等に努めてまいります。

また、施設の使用料については、他自治体の事例を参考に検討を重ねており、今後設置条例と併せて議会へご提案したいと考えております。

茶室修復活用事業については、茶室修復後の管理形態を見据え、検討を重ねながら事業を進めており、町の貴重な文化財である茶室を地域とともに守り、活用できるよう努めてまいります。

次に、3点目、少年の森の大規模整備に伴い、維持管理経費はどの程度増えるかについてですが、来年度当初予算においては、整備後の維持管理費は計上しておりませんが、今後の見通しについて申し上げます。

現在の少年の森の管理運営は、包括業務委託により実施しており、整備後は、施設の規模拡大や利用者の増加により管理人の増員が必要と考えていることから、業務委託料は増額の見込みであります。将来的には、民間活力を活用し、効率的な運営を図る観点から、指定管理者制度導入の検討を進めてまいります。また、トイレ清掃等については、新設トイレの浄化槽の維持管理費が増額となる見込みでありますが、清掃は、これまでと同様包括業務委託内での対応を想定しており、ごみ処理については、原則利用者が持ち帰りとすることから、大幅な増額はないと見込んでおります。

引き続き、整備後の管理運営について、適切かつ維持管理費の抑制が図れるよう検討するとともに、議会全員協議会等の機会を捉え、議会へご説明してまいります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の再質問を許します。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの答弁に対する再質疑でございますが、基本的にですね、この後の予算審査特別委員会での審査の場面に委ねたいと思っておりましたが、答弁内容を踏まえましてですね、大綱3の細目1と2に絞って再質疑をしてまいりたいと思います。

初めに、大綱3の細目1点目、坂元地区定住促進事業です。当該事業は、8款土木費6項ですね、都市計画費に委託料として計上されてますが、基本的に定住促進関係事業は、子育て定住推進課が所管していると思います。それこそ、移住定住促進補助金との密接不可分の関係にあってですね、本来的な予算計上は3款総務費1項総務管理費とすべきでないのか。その上で、必要に応じ専門部署に執行委任する形を取らなければ、主体性と一貫性のある円滑な事業推進が困難とならないのか確認いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいまですね、齋藤議員のほうから細かい形での再質問があったわけですけれども、いろんな関わりを考えますと、今言ったですね、定住促進にも何もいろんな形で最終的には関わってきますが、現状といたしましては、何度もご回答したようにですね、まずは今後の進め方を決めるための基本的な部分を、まず測量ですかね、するというところがありまして、このような形での予算配分というふうなことにしたところであります。これもですね、簡単に決めたわけではなくて、どこの部分でどのようにやっぱり対応すべきかというのは、こちらのほうでですね、厳密に考えた上で、今回の予算配分というふうな形になっておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのお答えでは、こまいという表現が出されましたけども、極めてこれ基本的なことでございますので、ちゃんと基本をわきまえて、しっかりと事業推進に当たってもらわないと困るわけでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

同じく、次のお尋ねはですね、この事業、確かにね、これまでの一般質問でも取り上げた事業でございます。町有地の有効活用による定住促進という、それ自体はですね、重要かつ前向きな取組であります。一般質問初日の答弁ではですね、外に出せる段階ではないことが判明し、前段同僚議員からも全体像を問われる展開となっております。そういう中でですね、依然として事業推進に向けた一定の内容、見通しが示されておりません。全くこの手順がなっていないというふうに指摘せざるを得ないわけでございます。

この事業の推進はですね、何ら問題なしというわけではなくて、人口減少、少子高齢化社会に突入した昨今ですね、保育所の集約、小中学校の再編が余儀なくされ、移住定住促進補助金の利活用が低調など、この坂元地区における諸情勢、さらには若者定住促進のためのこのインセンティブ、こういうものの在り方をね、あらかじめ問題を共有し、一定の見通しを持った上で進めること、これが肝要、不可欠でございます。別に専門家がどうのこうのじゃなくて、こういうものは事務的にもできるわけでございますのね、そういうことで、用意周到な事業推進とまでは言わないまでも、なぜこの重要な事業にもかかわらず、ほかの主要事業と同様にですね、あらかじめ全員協議会に説明した上で

進めないのか、理解に苦します。以前もね、震災遺構なり、産直施設なり、あるいはパークゴルフ場に関しても、一定のビジョンあるいは構想、これを明らかにしたようにですね、それこそモットーとされている焦らず、慌てずであり、急がば回れではないのか伺います。

町長（橋元伸一君） はい、議長。確かに、言うようにですね、しっかりと計画の下に進めるというところに関しては、そのとおりだと思います。これまでですね、本当に一、二年どころか、もう何年も前から坂元地区の人口減少というのは取り上げられておりまます。ただいま齋藤議員から言われたようにですね、まず保育所の再建ができず、そして中学校も一つになり、そして小学校も将来ですね、1校という形を取らざるを得ない状況になっているわけですけれども、そういう中において、それでは坂元地区を今後どのようにしていくのかという部分の中で、もう数年も前からそのような案というのは議会側からも提起され、住民からだけないですよ、もう議会側からこれまでも本当幾度となく、どのような形で坂元地区をというふうなことも提起されておりました。

確かに、町全体として人口減少が進んでいる中ではありますが、山下地区に関しては、つばめの杜に関してはですね、近辺に関しては、少しずつですが何らかのその定住促進図られて、人口は増えているかもしれません、坂元地区に関しては、定住補助金もですね、坂元地区に限り少し増額しているにもかかわらず、なかなかその成果も出ていないということもありますので、私といたしましては、その説明不足という部分に関しては、そういうことではなくて、まずはその基礎、基礎の部分ですね、専門家に頼まなくともできるんではないかという先ほど発言もありましたが、それではいつまでも正確な部分が見えませんので、臆測でしかなくなります、想像といいますかですね。ですから、この際はっきりと、まずあそこの部分を、元坂元中学校跡地の部分をですね、どのように今後生かしていくか、今回の一般質問の中でも、今日の総括の中でも、財政的なことについての質問が多いと思います。町の所有しているその土地なり、そういう部分の有効活用というところもあります。今現在、坂元地区に、もじじやあ定住したいという方がどこに土地を求めらいいかというところも、全然定まるところがありませんので、まずはそういう部分ですね、基礎的な部分を今後どのようにしたらいいかというところからのスタート、このことに関してはですね、先ほども言いましたように、最終的にはきっちとした計画をつくって進めなければならないとは思ってますが、何度も言つるよう、まずはここでその基礎的なところを調査させていただきたいということでの提案なので、それに対して議会側の議員のほうからですね、私が取るにはちょっと、ですからもっと説明をしてからちゃんと計画つくって進めたらいいんではないかということだとは思うんですが、そうなりますと、前回のトイレ同様ですね、当初予算でなければ駄目だとか、いろんなことが出てきますと、また1年先送りになってしまいますので、そういう部分ではなくて、基礎的な調査に関しては来年度ですね、6年度の中で進めさせていただいて、少しでも早くその移住定住が図れるような形を取れればと判断して、今回予算に入れさせていただいた次第であります。ご理解をいただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。先ほどの私からのお尋ねに対して、少しちょと理解していただけなかった部分があるのかなというふうに思うんですが、私申し上げたのは、最終的にはね、やはり一定のものをしっかりと整理するという意味では、それは専門家のね、知

識等をお借りしてということになるんですが、先ほど言ったように、いろんな事業が、例えば1月、2月のこの全協の中で、新年度予算計上に当たっていろいろ説明してもらってますよね。なぜそういう段階が踏めないんですかっていうふうな意味でね、そこまで行く過程での事務的なものが多少は用意できますよねという趣旨でお話し申し上げますのでね、ぜひ勘違いしないようにお願いします。

そうするとね、先ほど1回目のお答えいただいたように、10月下旬から予算査定までの間みたいでけども、今の町長の改めての見解をお伺いすると、もうずっとそういう問題意識を持っていたんであればなおさらのことじやないですか。もう就任早々でも早くそういうことを問題提起して、早く全協に説明して、早くぜひというふうな形がね、ほかの事務事業と一緒にしてもらえばいいだけの話を私言ってるんですよ。なぜそういうふうにされないのかということなんですよ。ということを申し上げて、最後の、この件についてのお尋ねをいたします。

町長、ちょっと耳を貸していただけませんか。折しも仙台市ではね、この宿泊税に関して議会から生煮えで提案されても混乱するだけと、あるいは大和町のほうでもね、敬老祝い金条例の一部改正に関して、議会との協議不十分として異例の撤回という記事が大きく紹介されてましたですね。当該事業もしかりでございます。検討が言わばおろそかといいますか、中途半端といいますか、そういう今までこの予算化提案という、首尾一貫しないといいますか、筋の通らない運び方でございまして、それこそ議会軽視の生煮え予算そのものでございます。公約ではね、目指す町政運営の中で、この議会への情報提供、真摯な政策議論を掲げておりながらですね、議会軽視も甚だしい。議員経験のある町長さんとはとても思わない。町長、あの完熟いちごは大変おいしいですね。ここはですね、一歩立ち止まって仕切り直しとすべきではないのか、この関係の最後のお伺いいたします。

町長（橋元伸一君） はい、議長。一歩立ち止まって後ろを見て振り返って考えるというのは、これまで私の政治信条の中で、何回も前町長さんに言ってきたことありますので、自分の中ではそれを心がけて進めているというふうに感じているところであります。

今回の件に関しましては、議会側に説明するに当たりましてもですね、先ほども言いましたように、ここで初めてといいますか、こういうふうな案に対して、意見に対して初めて出てきたということではなく、議会側からもいろんな提案もありましたし、ですから、そこから先へ進むためには最低限の基礎的な資料がないと説明はできないというふうに判断し、このような形になったということでご理解いただければと思います。

10番（斎藤俊夫君） はい、議長。ちょっと認識にずれがあるようで、私は進めるに当たってね、事務的にある程度整理できるものがあるわけですから、それをした上で、何でほかの事務事業、そういうふうな展開してるので、これだけできないんですかっていうことです。先ほど触れたように、一般質問でこの場で取り上げられている、はっきり言うと、私のときもいろいろと検討してきた経緯、経過がありますね。そういう中で、若干のものを取りまとめて、こんな感じでというふうな、そういう段階でよろしいということを私言ってるんですよ。それはそのぐらいにします。

細目2の茶室整備に入りたいというふうに思いますけれども、茶室に関しましてもね、前段この同僚議員に対する回答で、全くこの、ようやく全体像が示されまして、少しは理解したところでございますけども、あえてこの2年間の取組を振り返りますとね、一

昨年5月の全員協議会で、今後の取組として、解体保存ではなく現地改修の方向性が示され、その後昨年8月の全員協議会で、修復と工事として、昨年と今年の2か年間の整備費用概算が示されました。そして、昨年末からは茶室と板倉整備が約5,500万円規模で工事が始まり、今回新年度予算にはトイレと外構等整備で、何と9,200万円が計上されています。債務負担行為によるこの事業推進ということもあり、町民の方々には判然としませんので、改めて確認しますが、茶室と板倉整備、トイレと外構整備、おののに要する事業費、それから、この二つ合わせた事業総額ですね、当初示されました整備費用概算と比較しての増減、いかほどなのか確認をいたします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。具体のことですので、担当課長から答弁させます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。先ほどご質問ありました茶室整備のほうの総額につきましては、以前お示しさせていただいたとおりの金額からですね、基本的な変更はないものと考えております。

以上です。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、それを具体に、この場で町民に分かるようにという意味でお尋ねしましたので、その趣旨を踏まえて回答してください。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。失礼しました。まず、茶室のほうの修復の工事に関してはですね、令和5年度から6年度にわたる工事となりますので、工事の出来形払いに応じて支払いできる限度額を基に、令和5年度分、6年度分を予算措置しております。令和5年、6年度分にわたる分につきましては、債務負担のほうで設定しております。

板倉につきましては、令和5年度で解体撤去が終わるということになりますので、令和5年度の単年度予算のほうで予算措置しております。（説明要りませんので、端的に、さっきお願いしたように、茶室と板倉で、トイレと外構でという」の声あり）そうしますと、まず令和5年度、茶室と、令和6年度分だけで、（発言あり）合わせてですね、合わせて1億3,200万と、1億320万ということで合計額はなっております。

以上です。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお尋ねしたのは、もう現にスタートしてるわけですよね、整備がね、始まってるわけですよね。その部分と、当初の、我々にその全協で示してもらった資料と照らし合わせたときに、トータルが最初がこうで、今はこうなってますというふうな、そういう説明をお願いしたいんでございますけども。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。失礼しました。まず、全員協議会、8月の全員協議会でお示ししましたとおり、茶室につきましては合計で5,890万円ということで、これは変わっておりません。ただ、令和5年度ですね、この契約のほういたしましたので、業者の方からですね、出来形払いのほうの請求がなかったので、前払い金だけ支払うことになりました。前払い金分だけをですね、令和5年度で残しまして、令和6年度に積み直しをしております。（発言あり）茶室については、すみません、じゃあトータルということで、5,890万円ということの事業費になっております。板倉につきましては110万円、撤去と解体費用となっております。

トイレ等につきましては、1,350万円ということでですね、予算、そちらのほうを措置しております。外構につきましては、1,960万ということでですね、総額、工事費につきましては9,310万円ということで、工事管理費、そちらに係るですね工事管理費の業務、1,010万円ほどかかりまして、合計額としまして、先ほど申し

上げた 1 億 3 2 0 万円ほどの事業費ということになります。

以上です。

10 番 (齋藤俊夫君) はい、議長。ちょっと、私がお願いした形の回答にはなっていないんですが、それは、我々に最初示してもらった資料で、そういう数字があるんですけども、具体に事業が始まっていてね、新年度予算にもう新たに計上されてる部分が先ほど言ったように約 9, 2 0 0 万があるわけですから、その変化がありやなしやというふうなことをお尋ねしたわけでございますけども。もう 1 回言いますよ。まず、じゃあトータルベースでもいいですよ、全部合わせて、トータルで整備概要では 1 億 3, 2 0 0 万円ですよね。それが、1 億 3 0 0 万でしょう、それが、工事始まった、あるいは新年度予算も計上した、その段階でも、当初の見込みと変わっているのかいないのか、はい、お願いいたします。

生涯学習課長 (伊藤孝浩君) はい、議長。総額としては変わっておりません。はい。ただ、令和 5 年度と 6 年度の割合というんですかね、そちらの予算の割合のほうは変わっていると。

10 番 (齋藤俊夫君) はい、議長。とんだところで時間を食ってしまいましたが、茶室整備に関しましてはね、前段のこの坂元地区定住促進事業とは異なって、あらかじめこの整備概要が示されて進められてきた、ではありますが、必ずしもこの全体像が明らかにされたまま進んで、されないままに進んできたということだと思うんですが、肝腎要となるこの整備後の利用見込みなり、利用料金の関係、管理形態など、ここに来てこの問われてから分かったという状況だというふうに思うんですね。この間ですね、この青写真といいますか、この計画に描かれた整備概要をですね、これをうのみにするっていいますか、計画ありきの姿勢、そしてこの何らですね諸情勢を捉える、踏まえることなくですね、いわゆるこの査定することなく事業がエスカレートしてるのでございまして、そういうわけで、冒頭のお尋ねの中で、本末転倒の事業推進ではないかというふうに伺ったわけでございますけれども、改めてその辺についてお伺いいたします。

教育長 (菊池卓郎君) はい、議長。おっしゃるとおり、今回問われて、管理形態についてお答えするような形になりましたんですが、茶室の修復に関しては、これまでこのような形でということを説明してまいりまして、その管理形態に関しては、この茶室の設置条例について 6 月議会で提案をさせていただくように考えておりましたので、その際に料金も含め、管理の仕方について 6 月議会の事前にですね、議員の皆様に案をお示ししつつ説明をするようなスケジュールと、こちらでは考えておりました。もっと早くっていうふうに言われば、早いにこしたことはないかと思いますけれども、この間全くその管理運営について考えていなかつたわけではなかつたということをご理解いただければなと思います。

以上です。

10 番 (齋藤俊夫君) はい、議長。教育長の説明も分かるんですが、先ほどの定住促進事業と同様ですね、最終的に決まる段階でっていうのは、それはそれでもいいんですけども、ラフな形でもいいですから、現段階ではこんな形で捉えているというふうなね、そういうことが諸事業の中であるべき姿なのかなというふうな趣旨でございます。はい。完璧なものということじゃなくて、はい。

最後の質疑ですけども、当該事業はですね、建物のこの修復費用、当初この 3, 0 0 0 万程度から始まりまして、今やこの茶室そのものの整備から、全員協議会での説明資

料の三ノ丸整備イメージ、先ほどの同僚議員の回答にもありましたようにですね、この周辺一帯を含めた大がかりな整備になってるわけですよね。そして、先ほど確認したように、この5年度と6年度の2か年度、トータルで1億円を超えるという予算、それから、外構整備の南側に関しては7年度以降に予定されているということで、この池のしゅんせつなどでさらにこの整備費がね、かかるんだろうというふうに思われるんですね。この整備によってですよ、郷土愛の醸成なり誇りの涵養など、これは理解するわけでございますけども、この豊臣家由来でないことが判明してもですね、何ら立ち止まることなく、財政事情なども顧みない、なし崩し的に、この身の丈以上のですね、茶室整備によって、いかほどのこの利用見込みがあり、いかほどの地域活性が期待されるのか。ここは、あえて教育長に確認いたします。ごめんなさい、町長に確認をしたいと思います。

町長（橋元伸一君） はい、議長。この茶室整備についてはですね、今齋藤議員からあったようにですね、スタートしたのは数年前にスタートして、その当時3,000万というのは、多分いろいろな財政状況の中から、私もそうですけれども、できるだけ安価でということでのスタートだったと思います。ただし、その後、その保存の仕方がですね、解体保存ということになって、それで解体保存をすると、費用が結構な金額が増大するということを私も聞きましたので、あそこの茶室については、保存をするということに対して私も何ら反対するものではありませんでしたので、その保存をするということの中で、解体保存をするのであれば、現状のままで保存をすぐに進めたほうが、費用的にも安価で、早い段階でいろいろなその交流人口にも関わる部分もありますし、あるものをですね、それこそスクラップアンドビルドじゃないですけども、あるものをうまく活用して、そして周りに発信をして、町を発信をしてというところも考えて、今回ですね、その事業を進めることになったわけですけれども、そのスタートした中で、やはりコロナとか、各種ですね、その経済的な事情によりまして、物価が高騰したということもありまして、現状のような形での予算編成になったというふうに感じております。

令和7年度以降の整備につきましてもですね、先ほども回答しましたように、町の状況を勘案しながらですね、できるだけ予算的な部分、負担かからないようにですね、整備できればというふうに思っております。なぜその周りもということありますかというと、その計画はもともとそういうふうな形で進められたこともありますし、茶室だけをきれいにしても周りが雑然としていたのでは意味がないというふうに思いましたので、こういう表現は何なんですが、最低限の整備ということで進めていければというふうに考えていくので、茶室以外の今後のその2、3、4の部分に関しては、今後ですね、町の経済状況も鑑みながら、議会議員の皆様とも意見も聞きながらですね、どのような形で整備をして、茶室をですね、どのように活用するとすればですね、経済的に、そして交流人口的なものもプラスになるかということも含めて、今後ですね、考えていくればというふうに思います。

現状としては、先ほども教育長から回答あったようにですね、町としては週に1回の内覧会と、あとは予約に応じた茶会や何かの催しということを考えておりますので、まだスタートしておりませんので、その数字的なもの、はっきりと、まだその金額、先ほども教育長からあったようにですね、条例等も定まっておりませんので、その金額も決まっておりませんので、ここで数字をですね、お答えするのは差し控えさせていただけ

ればというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私がね、あえて問題提起しているのは、情勢がね、先ほど触れましたように、豊臣家由来でないということが判明してるわけですよね。あるいは財政状況なども刻々と変化してるわけですよね。一般論で申し上げますとね、どうしても、最初計画つくっちゃうと、もう計画ありきで淡々と進めがちなんですよ。そこをやっぱり立ち止まって、情勢を見極めながら進んでいただかないと、確かにね、おっしゃることは分かりますよ、中途半端にしてもね、ちょっとなど、こっちだけよくてこっちちょっとあれではバランス悪いよねって、おっしゃるとおりなんです。それはそうなんですが、そこはやっぱり一般質問で言ってるように、身の丈に合ったようなグレード、いかにというふうにしていただかないとうまくないというふうなことでございます。

いずれ、箱物整備することは簡単でございますけども、やはりこの地域の活性化なり地域の経済の好循環ですね、結びつくものでなければ、維持管理費だけがかさむだけなりかねませんので、引き続きこの限られた予算でのシビアな見極めなり予算化が不可欠だということを再度申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は13時25分、1時25分であります。暫時休憩。

午後0時07分 休憩

午後1時25分 再開

議長（菊地康彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。3番遠藤龍之です。

ただいま提案されております一般会計予算について総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1件目は、老人福祉対策についてであります。この間、議会などで取り上げられた町民の声、決算等で指摘された事項など、新年度予算に生かされているかどうか伺います。

2件目は、働きやすい職場環境の保障についてであります。会計年度任用職員制度の運用開始から4年を迎える中では制度の再度の任用、勤勉手当の支給、雇用の安定と待遇の改善など、その対応が問われています。それらの対策も含め、予算執行を進めていく上で、現状の正規・非正規職員の割合など、働きやすい職場環境が保障される行政組織体制となっているかどうかについて伺います。

3件目は、山元東部地区農地整備事業についてであります。令和4年度で事業完了した県営山元東部地区農地整備事業等において、耕作障害の原因となっている農用地内の石礫等の除去及び排水不良対策を行うものとして、前年度令和5年度当初予算に、圃場整備事業区域内農地補完事業1,000万が計上されておりました。新年度予算は、これらの取組の経緯を踏まえた新年度予算となっているのかどうか伺います。

以上3件です。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、答弁願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、老人福祉対策についてですが、これまで議会等において、独り暮らしの高齢者対策や補聴器購入費用の助成、地域福祉計画策定等の取組についてのご指摘やご意見をいただきてきたところであります。この間、コロナ禍により、介護予防事業など一部の事業が実施できないこともありましたが、高齢化に伴う諸課題の解決に向けて、民生委員児童委員や地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら高齢者福祉事業に取り組み、来年度については、今年度策定する各種計画の推進に加え、課題解決に向けた一定程度の予算額を確保しております。

主な取組といたしましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、高齢者の健康課題を分析、把握し、受診勧奨及び保健指導や健康教室を推進することによりフレイル予防に努め、健康寿命の延伸を図ってまいります。また、緊急通報システム事業をはじめとする高齢者見守りサービスの拡充や、高齢者に対する補聴器購入助成事業を開始し、さらには地域包括支援センターが独自に実施する通報システム事業の周知を図るなど、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。

次に、大綱第2、働きやすい職場環境の保障についてですが、平成29年の地方公務員法、地方自治法の改正により、令和2年4月から会計年度任用職員という新たな公務員の類型が新設され、現在本町においても多くの会計年度任用職員を雇用しており、その多くは一般事務補助や保育士などの職務を担っております。人数については、今年1月1日現在で87名、本町の職員数の約3割となっており、来年度予算の人工費は約100名分、金額にして約2億9,000万円を計上しております。

次に、再度の任用については、前年度に勤務している職員で、人事評価において良好な勤務成績かつ本人が希望するなどの要件を満たせば、採用過程の一部を省略して再度の任用を行っております。なお、業務によってはフルタイム勤務のほかパートタイム勤務も認めるなど柔軟な働き方を導入し、雇用の安定についても取り組んできたところであります。さらに、これまで期末手当の支給のみであります会計年度任用職員の賞与について、昨年の地方自治法の一部改正により勤勉手当の支給も可能となったことから、本町においても処遇改善の一つとして、6月の賞与から支給するよう条例改正等の準備を進めているところであります。現状といたしましては、国の制度に準じて会計年度任用職員を採用し、雇用の安定化、柔軟な働き方、そして待遇面でのさらなる改善に努めており、正規、非正規職員ともに働きやすい職場環境が保障される行政組織体制になっているものと認識しておりますが、より一層これら体制の推進について取り組んでまいります。

次に、3点目、山元東部地区農地整備事業についての補完工事についてですが、今年度予算に計上した圃場整備事業区域内農地補完事業については、昨年度中に全ての県営山元東部地区農地整備工事が完了したことに伴い、今後発生する農地の補完工事等に関して、事業主体である県と協議した結果、県の市町村振興総合補助制度を活用し、町が整備を行うことになったため、工事を実施したものであります。なお、議員ご指摘のとおり、来年度予算にも農地等の保全に伴う経費を計上しており、県補助金を活用し、導水路等の整備を行う予定であります。

町といたしましては、県営山元東部地区農地整備事業完了によって、圃場の営農環境

は整えられたものと捉えておりますが、今後の営農に係る一定の不具合が発生した場合については、町と耕作者や地権者との費用負担を勘案して、状況に応じて町の負担分は県補助金等を財源として活用し、営農環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の再質問を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。対策示されたわけですが、この予算書で見てみると、その同額、前年同様とね、力を入れているはずのというふうな考え方に対して、この予算書を見ると変わっていない。例えば、見守り隊の45万とかね、独り暮らし高齢者等見守りサービス初期、先ほどの答弁の中にもありました、それから、これはもう常々言つてるとこなんですが、緊急通報システムの取組、これも若干上がりましたか、そういうものの若干上がった程度で、今あるお年寄りとか独り暮らしの生活実態等々を見たときに、この間もいろいろお話ししておつりなんですが、その対策、それでこの予算でその対策となつてはいるというふうに受け止めてよろしいのかどうか。それから、このままで対策、この見守り、前年同様同額、多分前年度の実績45万は使い切れないでないかなというふうにね、思うんですが、その辺も検討なされた結果、やっぱり使い切つて、まず使い切りましょうということなのかね、この45万という設定が。その辺がね、どうもこう見えてこないんですが、この新年度当初予算ではですね、その辺の点についてお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その辺のですね、詳細な事案については担当課長のほうから回答いたします。

保健福祉課長（齋藤剛君）ただいまの予算額ですけれども、確かに前年度とほぼ同額というようなことにはなってございます。ただ、やはり今年度もですね、周知活動には努めているんですけれども、なかなか利用実績が上がらないというようなこともあります、今現在もですね、どのようにしたら活用できるのかっていうのも検討しておりますので、そういう意味でですね、来年度に入りましたらまた早々に、いろいろなツールを使いまして周知を行い、利用率を上げるような努力をしていきたいと考えております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。さっき言い忘れたんですが、前進してた部分、補聴器助成ね、補聴器購入等々挙げられるんで、頑張るところでは頑張ってるんだなというふうには思うわけでありますが、今のおっしゃられたような方向で頑張っていただきたいと。

何でということなんだけども、これは一般質問中でもとにかく、今山元町独り暮らしのがとりわけ多いんです、ほかの自治体と比べてもね。そこになかなかこう目が寄せられていないっていうね、昨日の話、おとといの話ではね、その辺の実態もまだつかみ切れてないということとかね、ということになると、いろいろ問題がこの想定できるということが心配ですね。ですから、この件についてはしっかりとこのね、新年度予算、予算以上の働きというか取組を強く求めて終わります。あんまりすっとね、いろいろ言われっから。

次、2件目になります。2件目はですね、いろいろあるんですが、いろいろ今心配されているのは、全国的にですね、この職場の中、処遇の対応、その考え方ですね、を、どういったこの方針をもって、この人事体制といいますか職場体制を構築しているのか、構成してることかっていうことなんですが、いろいろ心配されてるのは、まず会計年度任用職員のことについての確認なんだけども、これもまた予算見つと、会計年度任用職員

給料というのと、ということと、会計年度任用職員報酬、それから任期付職員ということで、この給与等のところを見ると分けられているようなんですが、このそれぞれの職員の待遇、どういうふうなこの決まりになって対応されているのか。とりわけこまいことまで言うと、期末手当、勤勉手当、勤勉手当までは出てんのかな、それから休暇制度とか、あとは福利厚生、共済制度っていうもろもろが保障された、待遇面ですね、された内容になってんのか、対応になってんのかというこの違いについて、さらっとでいいです。あとこまいことについては後ほど特別委員会の中で確認したいというふうに、まず考え方ですね。

町長（橋元伸一君） はい、議長。これもですね、フルタイム、パートタイムでいろいろありますので、担当課長のほうからですね、詳細をお答えいたします。

総務課長（大橋邦夫君） はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の給料、あと報酬ということなんですけども、まず会計年度職員は、大きく分けますと2種類ということで、第1号の会計年度職員と第2号の会計年度職員、2つに分かれます。第1号についてはパートタイムというふうに理解していただいてもらって、第2号についてはフルタイムということでご理解願います。フルタイムの会計年度任用職員については、給料という形で支給。パートタイムについては、報酬という形の支給となります。

あと、併せてなんですけども、旅費とか通勤手当の取扱いについては、第2号、フルタイムの方については旅費であったり手当での支給、パートタイムについては費用弁償での支払いとなりますんで、その辺が大きな違いとなります。

あと、保険とかの保障についてという質問だったかと思いますが、まず第1号、パートタイムの職員については、第1号、第2号とも健康保険については共済組合、年金については、パートタイムが厚生年金、2号については共済組合というような違いが主なところかなというふうにご理解願います。あと、有給休暇とかそういったところについては、正規職員と同様に年次休暇や特別休暇が付与されます。

あと、細かいところの休暇、年次休暇であったり忌引、結婚、そういったところについても、国の非常勤職員と同等の適用ということでご理解いただければと思います。

簡単ですが、以上とさせてもらいます。

3番（遠藤龍之君） はい、議長。その辺の細かい点についてはね、後々確認したいと、に行きたいと思います。あと、任期付職員つうのはどういう扱いになっている、まあいいか、これも。あと、それも特別委員会のとき、もしそっちのほうだったら答えてください。

それから、もう1点ね、今うんとこう会計年度任用職員の中で不安懸念とされているのが、3年目の壁と、私もよく分かんないんだけども、でね、3年目になつと、この公募をまたやり直すとかね、それで、不安でおののいて、また来年雇ってけられんだかやどうだかやっていうね、それがね、山元町になければいいんだよ。全国的には、その社会ではこういうことが非常に不安懸念があつて、その辺の対応策、あとそれが明記されてない、明記っていうか何ていうか規定とかなんとかでね。本当にその直前まで分かんなくて、不安の中にいるというのが全国的なこの世界での社会での不安懸念というふうになってるようなんですけども、山元町の場合はそういう規定があるのかな、その再度の任用については先ほど答えがありましたよね、あのちょっとお話しながら、見ながら、その公募によらないで、多分次は稼げるっていうかね、働く、何かやっぱ3年で区切り

があるみたいなんですね、その辺は、山元町は、その辺をうまく、その辺もちゃんと規定をつくって対応して自治体もあるしとかなんとかっていう話もあるんだけども、っていうことだと、働いてる人も安心して働くというね、そういう意味で、そういうことなんですが、その辺の対応っていうのは山元町で明確にしてあるのかどうか確認します。

総務課長（大橋邦夫君） はい、議長。会計年度任用職員の件だけでよろしいですかね、任期付、会計年度。会計年度、先ほど遠藤議員お話ししたとおり、一部省略するような、幾つかの条件を付して採用の手続を取っております。繰り返しになるかもしれませんけども、前年度に会計年度任用職員として勤務している職員については、諸条件を一部省略するということで、良好な勤務成績であること、あと本人の希望を得ていること、あと勤務、所属長の意見も付して採用に係る面接などを省略するというふうなことで運用しているというふうな形になります。3年とかの区切り、区切りについては、3年の区切りとかっていうのは、特に区切りは設けておりません。お話のあった任期付採用職員については、一応3年という区切りがあるんですけども、最長5年までということで、一応5年という解釈で今のところ運用しているかなというところです。

3番（遠藤龍之君） はい、議長。この件については、雇い止めはないと、3年目の壁というはないということで理解しました。あと、もう1件あったんだけども、2件って言わったから。

次、東部地区の3点目、東部の件についてお伺いいたします。これは、令和6年の事業と、あと先ほど言った令和4年で事業完了の関係なんですけども、事業完了したのにもかかわらず、令和6年度この予算には、手直しの部分が予算化措置されているという、その辺については先ほどの説明の中でもあったんですが、これが何が、こういう状況がいつまで続くと想定しているのか、今後のね、対応していくために、ということを確認します。

町長（橋元伸一君） はい、議長。これもですね、担当課長のほうからご回答をしたいと思います。

東部地区整備室長（木村知行） はい、議長。お答えします。

先ほど、町長の答弁でもありましたとおり、令和4年度で事業完了ということで、県のほうではですね、補完工事も完了したというふうに聞いておりまして、新たんですね、補完対応という部分は、今の時点ではないというふうに考えております。

町長（橋元伸一君） はい、議長。今のですね、議員の質問においでですけれども、いつまでというのはですね、結局その県として、まずこちらから言われた部分での工事に関しては終わったと。結局、まだ未耕作といいますかですね、耕したりいろいろしてみないと、その先ほど言った石礫とかいろんなのが、瓦礫が出てくるという部分について、一応そのようなことがないように工事は進めておりますが、これまでの推移を見ると、そういうつて畑を作っても、まだ瓦礫が出てきたりすることということがあります。結局、いつまでというのは、結局その今未耕作地、作っていただける方を随時募集をして探しているところでありますが、その方がいざ使おうとしたときに、そういう瓦礫がですね、また出てくるという可能性もまだありますので、一概にですね、いつまでというところはまだちょっと未定というところで、その新たな部分を、畑をつくろうとしたときに出でた場合にですね、先ほど回答というか答弁しましたように、その状況に応じて町として責任を果たしていきたいというふうに思っております。

3番（遠藤龍之君） はい、議長。もう本来ならば終わっていなければならない事業、もっともつ

とね、早めにやってれば、いつまで引きずる必要もない事業ではなかったのかなと、取組の、というふうに考えての確認なんですが、じゃあ本来なら、本来ならばっていうか、その事業計画の中での出来事だったら、当然県の責任でこういったものも対応できたはずなのに、長引いてしまったことによって、取組が遅れたことによって、こういう今事態が生まれている。非常にこの、私は非常に問題だというふうに思うんですが、問題だからつつって元に戻すとかね、あんなにしろというふうにはならない事業だからね。今答弁にもありましたように、でもこの耕作者にたは負担をかけないように、最大もちろん町の責任、県の責任ということになろうかと思います。

その際のですね、出てきたときのその財源の内訳ってどうなってんのか、どうも聞くとね、町も出すとかね、今の説明でもね。俺はこれはね、全くおかしい話だと思いながら確認して聞くんだけど、あくまでもやっぱり県に行ったら、どこまでも県の責任で対応しなければならない事業ではないのかと思うわけです。しかしながらね、先ほどのね、答弁にもありましたように、いろいろ何だかんだ言っても、協議した結果どうのこうのということなんですが、やっぱりこれはね、少しでもね、少ない、町の財源で、これまでもね、いろいろ財源の問題、財政の問題出てきてるわけですが、やっぱり町負担にならないようなですね、ことで取り組む必要があろうかと、あるべきだと。一応話し合いたんだけども、それで5・4、5・5になるのかね、6・4になんのか、7・3になんのかね、その辺はやっぱりね、強くやっぱり町としてね、働きかけて、町の責任、責任っていうか負担も軽くする、当然耕作者には当然100パーなんだけども、という働きを、動きを、取組をする、なければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

町長（橋元伸一君） はい、議長。議員がおっしゃるとおりだと思います。県のほうでも、その期間をですね、延長して取り組んでいただきましたが、もう13年ですね、4年ですから10年過ぎて11年で、ある程度の区切りということで、工事としては一定の収束を見たと。で、その時点でその耕作をして不具合が出たところに関しては、こちらのほうから要請をして、ある程度の工事は全部県のほうの責任でやっていただきました。ただ、先ほども言いましたように、今後耕作をして出てきた場合ということを考えて、県としては、県の一つの事業としては一定の区切りをついたので、後はその耕作者なり町のほうでということですね、議員がおっしゃるとおりで、町の手出し、町民の税金をできるだけ削減するために、県のほうとですね、いろいろと協議をしながら、現状ですと市町村振興総合補助金制度というところを活用しながら進めているわけですけれども、最低限この補助金で、さらに何らかの補助対象とかそういうものがあれば、そういうところをですね、模索しながら、耕作者にできるだけ負担のかからないように、そして町のほうもできるだけ負担を軽減するような形で今後進めていければというふうに考えております。

議長（菊地康彦君） 3番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第22号までの6件については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第17号から議案第22号までの6件については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会委員の方々は、直ちに全員協議会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は14時20分、2時20分といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時20分 再開

議長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に齋藤俊夫君、副委員長に伊藤貞悦君が選任されました。以上で報告を終わります。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権を委任したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権を委任することに決定しました。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

ただいま、予算審査特別委員会に付託しました議案第17号から議案第22号までの6件については、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、3月14日午後4時まで審査を終了するよう期限をつけることにします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第17号から議案第22号までの6件については、3月14日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は3月18日月曜日、午前10時開議であります。

午後2時22分 散会
